# 2022年度同志社大学大学院司法研究科 後期日程入学試験問題解説

民法

## 1. 問(1)(ア)について

## 1. 甲建物と乙土地の所有者

令和2年7月31日の時点で、甲建物と乙土地の所有権は誰に帰属しているだろうか。 令和2年6月10日の時点では、Aが甲建物と乙土地を所有していた。しかし同日、Aは 書面による贈与(民法551条参照)によって、Bに所有権を移転したから、甲建物と乙 土地の所有権はBに移転し、AはBに対して甲土地と乙建物を引き渡すとともに(民法 551条)、両不動産の登記をBに移転する義務を負った。

ところが、令和2年7月2日に、この義務を果たさないままAは死亡し、唯一の相続人であるCがAの権利義務を包括的に承継した。

## 2. BのCに対する請求

BはCに対して、所有権移転登記を請求している。相続開始時点で既にBは所有権を取得しているから、甲建物及び乙土地の所有者として、Cの相続を原因とする所有権移転登記を抹消して、AからBへの所有権移転登記を請求すべきであるが、判例は簡便な方法として相続人から直接買主への移転登記を請求しうると解している(大判大正15年4月30日民集5巻344頁)。

Cは、Aから登記移転義務を承継しているから、当然これに応じなければならない。 したがって、BのCに対する請求は認められることになるだろう。

### Ⅱ. 問(1)(イ)について

#### BとDの関係

D は C から売買によって、甲建物及び乙土地の所有権を譲り受けている。もっとも、 C は、A が贈与によって譲渡した後に相続によって甲建物と乙土地を承継しており、贈与契約上の A の地位を承継しているから、甲建物と乙土地に関して、B と D とに二重譲渡がおこなわれたのと同一の法律状態となり、B と D は対抗関係に立つものと言えよう。

したがって、D は民法 177 条にいう第三者であるから、B が D に対して、甲建物と乙 土地の所有権を対抗するには、登記が必要であるから、B の請求は認められない。

## 2. 背信的悪意の法理

しかし、本問においては AB 間の贈与契約について、D は、C から甲建物と乙土地を買い受ける以前から知っており、高値で B に転売する目的で C から買い受けたという事

情がある。

このように、第二譲受人が第一譲渡について悪意であり、かつ信義に反する事情がある場合、判例通説はこの者を背信的悪意者として、登記に無しに所有権を対抗することを認めている。

本問においても、この法理が適用されるとすれば、B の請求は認められることになろう。

## Ⅲ. 問(2) について

1. 丙機械にFの抵当権の効力は及ぶか

抵当権の効力の及ぶ範囲について、民法 370 条は抵当目的不動産に付加して一体となっている物に及ぶことを明文で規定している。

丙機械は、甲建物の従物(民法 87 条 1 項)ということができるが、従物は付加一体物ということができるかについて、議論がなされてきた。

伝統的な判例は、従物が主物の処分にしたがうこと(民法87条2項)を根拠に、抵当権設定時に存在した従物には、主物に対する抵当権設定の効力が及び、従物も抵当権の効力が及ぶとの理解を示した(大連判大正8年3月15日民録25輯437頁)。

これに対して、伝統的通説は民法 370 条の沿革から民法 370 条の付加一体物には従物も含まれるものと解し、抵当権設定後の従物であっても抵当権の効力は及び、対抗要件も抵当権設定登記で足りるものと主張し、現在の学説の大勢も従物の主物に対する経済的従属性を考慮すると、特に抵当権設定当事者にとっては抵当権の効力が、抵当権設定後の従物であっても抵当権の効力が及ぶことを承認し、最高裁が民法 370 条のみを根拠として主物の抵当権設定登記の対抗力が従物にも及んでいることを承認した(最判昭和44年3月28日民集23巻3号699頁)ことは、通説の考え方に対応したものだと解している。

## 2. 本問における抵当権者と差押権者の優劣

丙機械に対して E 銀行の抵当権の効力が及んでいると考えるならば, 既に令和 2 年 12 月 1 日に抵当権は対抗力を備えているから, F による差押えは E に劣後すると考えることになるだろう。

他方, 伝統的な判例のように, 付加一体物と従物をまったく別の問題であると考えて, 民法 87 条 2 項が適用される場合に限り, 従物にも抵当権の効力が及ぶと考える場合は, F による差押えは抵当権者に対抗できることになる。

以上